

アダム・スミスの 小さな政府のミクロ経済学的論拠

——市場の失敗 ≠ 徳の腐敗——

三 好 宏 治

目次

はじめに

- 第 I 節：スミスの小さな政府と市場の失敗
 - i.) 公共財と民営化論
 - ii.) 巨大資本と収獲通増
 - 第 II 節：スミスの企業経済学と公共事業論
 - i.) 合資会社と組織の問題
 - ii.) 政府と企業のそれぞれの浪費
 - 第 III 節：新古典派的読みへの疑義
 - i.) スミスの公共事業の定義
 - ii.) フェアプレイ論の落とし穴
 - iii.) 正義論偏重への疑問
- 小括
参考文献一覧

はじめに

新古典派経済学の始祖とされるアダム・スミスは、小さな政府論を主張した
ことでも知られている。スミスによれば、自然的自由が達成された後に残され
る政府の任務は、国防、司法、公共事業の 3 種類である。筆者が問いかけよう
としているのは、なぜ、スミスがこの 3 種を政府の任務であると考えたのかで
ある。

この問題に対して既存研究の興味は薄く、多くの研究者は、スミスが重商主

義を批判して市場の自由を重視したという、しごく当たり前の結論を確認することで満足してしまう癖がある。だが、この答えは、政府の不要論であり、政府の必要論ではない。

もし、完全競争市場が成立するならば政府は不要である。そこで、新古典派のミクロ経済学は政府の必要性を論じるために、完全競争を阻害して市場の最適性を奪う「市場の失敗」と呼ばれる概念を持ち出す。新古典派の政府論は、市場の失敗から導かれる。「市場の失敗」は、新古典派の政府の必要論の根拠である。では、スミスの政府の必要性の根拠は何なのだろうか。

もしもスミスが新古典派的な理論と世界観の持ち主であるとすれば、政府の3つの任務も、新古典派的な市場の失敗から導き出したと考えるのが自然であろう。『国富論』に市場の失敗の原型と思われる思考が発見できなかったとするならば、スミス自身が経済学をよくわかっていなかったか、あるいは、スミスの作り上げた経済学が新古典派的であるという前提条件がそもそもおかしいかのどちらかになる。スミスが小さな政府を導き出した理由を探索することは、スミスの競争観の新しい側面を照らし出すだけでなく、現代の規制緩和論、市場原理主義論に一石を投じることになるだろう。

本論文では、スミス独自の小さな政府論を探索することで、新古典派的なスミス論の限界を見極める。果たして、価格メカニズムの発見者であるスミスは、市場の失敗の発見者でもあるのだろうか。あるいは、何かスミス独自の経済学的発想があるのだろうか。それとも、思想史家たちが注目するように、スミスの小さな政府論は経済学ではなく政治論的発想に基づいているものなのだろうか。

ただし、この問題を検討するにあたって、3つの政府の義務のうち、国防と司法については思想史的に考慮すべき議論の枝が多すぎる。そこで、スミス自身に内在化しつつも、現代の経済学的言語で考えるために、最も経済学的な公共事業論に本論文の議論を限定する。そして、経済成長や所得の不平等といったマクロ的な問題意識を接近の出発点としない。本論文が証明しようとするの

は、スミス独自の公共財供給のミクロ経済学的分析基準である。

そのために、まず、スミスの公共事業論と新古典派の公共財の議論の相違点から、出発しよう。

第 I 節：スミスの小さな政府と市場の失敗

I-i.) 公共財と民営化論

さて、スミスは自然的自由が達成された後の政府の義務は3つであると述べている。この、政府の必要論を、なぜスミスが導き出したのかを問うのが、本論文の目的である。

スミス自身は、政府の3つの義務について次のように説明している。ただし、拙稿（2014）と同じく、特に注意を払ってほしい部分、後から再度注目する部分に下線部を引き、強調している⁽¹⁾。また、適宜、元となる単語を補っている。

【引用文 I】

自然的自由の体系によれば、主権者の留意すべき義務は三つだけであり、この三つの義務はきわめて重要ではあるが、ふつうの理解力にとっては平明でわかりやすいものである。すなわち、第一に、その社会を他の独立諸社会の暴力と侵略から守る義務、第二に、その社会のそれぞれの成員を、他のそれぞれの成員の不正と抑圧から、できるかぎり守る義務、つまり厳正な司法制度を確立する義務、そして第三に、どのような個人または少数の個人にとっても、その設立と維持がけって利益になりえないような、特定の公共事業（publick works）と特定の公共機関を設立し維持する義務であって、なぜなら、それによる利益が、大きな社会にとってはしばしば、

(1) 以下、本論文におけるスミスの引用文については、グラスゴウ版の参照番号と略号による。TMSは『道徳感情論』（Smith 1976 [1759]）、WNは『国富論』（Smith 1976 [1776]）、である。訳は水田版を使用しているが、一部、かなを漢字に変えている。

費用を償って余りあるものでありうるのに、どの個人あるいは少数の個人にとっても利潤が費用を償うことはけっしてありえないからである。

(WN, IV. ix. 51 p. 687/第3分冊 339-40ページ)

スミスは、社会全体に利益があるにも拘わらず、個人では採算が取れないがゆえに個人では営業できない事業を公共事業と呼んでいる。公共事業の具体例について、スミスは、次のように述べている。

【引用文Ⅱ】

良好な道路、橋、運河、港などのように、一国の商業を助長する公共事業を設立し維持するには、社会の時期がちがえば、非常にちがった程度の費用を必要とするにちがいないということは、証拠を挙げるまでもなく、明白である。(WN, V. i. d. 1. p. 724/第3分冊 396ページ)

ここで、ミクロのテキストとして定評がある、いわゆる MWG の公共財の記述と対比してみよう。MWG によれば、公共財 (public good) とは、「ある経済主体のその財に対するある単位の消費が他人によって妨げられないという点で、その名前が指し示すように、先天的に公共的な特徴を持つ財」(Mas-Colell and Whinston and Green 1995 p. 350) である。そして、その具体例として「道路、国防、治水事業、知識」(ibid. pp. 350-1) などが挙げられている。

一般的な財・サービスの場合、お金を支払わないとそれを使用できない。居酒屋において、ビールは、その代金を支払った人物のみが消費できる。代金を支払わない人間は、ビールを飲むことはできない (排他性)。また、ビールは、飲めば消費され消失する。そうであるがゆえに、誰かが消費してしまったら、他の人は消費することはできない (排他性)。

それに対して、例えば地上波のテレビ番組は、テレビさえ持っていれば代金をテレビ局に対して支払う必要はない (非排他性)。そして、誰かがそのテレ

ど番組を見ているからと言って、他のテレビで、その番組を見られないわけではない（非排他性）。

このように、代金を支払わない人間の消費を排除できない非排除性と、誰かが消費したからと言って他の人が消費できなくなるわけではない非排他性の2つの特徴を持つ財を純粋公共財と呼ぶ。

純粋公共財の場合、お金を支払わなくても、使用することが可能である。だから、自分が支払わずに、他者が供給する部分にただ乗りすることができる。あるいは、皆でその財を共同購入しようとする場合、自分の消費意欲をごまかすことで、やはりただ乗りすることができる。そのため、社会全体に有益であるにも拘わらず、個々人が自己の利益を追求するがゆえに、過小供給となる。つまり、個人の利己心に任せた市場取引では、決して、最適な量が供給できない。市場に任すことができないならば、道路や橋といった公共財は政府が代わりに供給しなければならない。

引用文Ⅱより、新古典派もスミスも、道路という共通のキーワードが存在する。そこで、スミスが政府の積極的な役割を認めたのは、排他性と排除性を認識していたからだ⁽²⁾と、つい、結論したくなる。だが、本当にそうだろうか。

スミスの公共事業論を考える上で非常に興味深いのは、運河と公道への認識の違いである。スミスは、道路に関して以下のように述べている。

【引用文Ⅲ】

公道を維持するための通行税 (tool)を私人の財産 (property of private person) にしておくことは、決して安全でない。公道は、運河と違って、全く放置しておいても、完全に通行不能になる事はない。したがって公道の通行税の所有者は、道路の補修を全く放置し、それでいて以前とほと

(2) たとえば伊原は、「限界費用が非常に大きいか、あるいは、公共財の便益が非常に多くの個人に拡散する場合」（伊原 1998 63ページ）をスミスが正しく理解していたからと説いている。

んど同じ通行税を徴収し続けることもありうる。したがってそのような事業を維持するための通行税は、政府委員か管財人の管理下に置くのが適切である。 (WN, V. i. d. 8. p. 726/第3分冊 401ページ)

さらに、水運事業に関するスミスの議論をさらに見てみよう。

【引用文Ⅳ】

ヨーロッパのいくつかの地方では、運河の通行税または水門税は私的個人の私有財産であり、彼らは私的な利害関心のために運河を維持せざるをえないのである。 ≪中略≫ しかし、もしこの通行税が、そのような利害関心のない政府委員の管理下に置かれていたなら、通行税はおそらく装飾的で不必要な出費に使われ、事業の最も基本的な部分は荒廃するままにしておかれたらう。 (WN, V. i. d. 7. p. 725/第3分冊 399-400ページ)

まず指摘することは、道路にせよ、運河にせよ使用者から対価をとることを前提としている。また、イングランド特有の小さな運河であっても、順番さえ守れば、他の人の使用を妨げるものではない。スミスが排他性や排除性の概念に基づいて公共事業論を展開していた、と言うには説得力が欠けている。

そして、引用文Ⅱと引用文Ⅲを見比べると、運河は民間事業者に任せるべきなのに、道路は国の委員会が経営すべきであるという真逆の結論が述べられている。なぜ、道路は政府が行い、水運事業は民間に任せるべきなのか、公共財の議論をしていたはずなのに、なぜか、民営化論へと話が移行している。

まるでスミスは、なるべく民営化をして、政府というのは小さければ小さいほど良いという議論を展開しているように見える。さらに、単なる規制行政の緩和だけでなく、公共財の供給も可能な限り民間に任せるべきだという過激な小さな政府論をも引き出せるのかもしれない。⁽³⁾つまり、この議論の行き着く先も、政府の不要論である。政府の必要論ではない。スミスは、自然的自由が

達成された後でも、道路は政府が維持・管理すべきと述べている。この言葉を無視して、議論を終えてはいけない。

そもそも、スミスが議論しているのは、現代的な民営化論なのだろうか。引用文Ⅲには、「公道の通行税」の所有権者、という非常に微妙ないまわしが登場する。たしかに、引用文Ⅲの tool という原語は、代金と訳すこともできる。だが、tool が個人の財産権であるということは、公道が誰かの私的所有物であるということだ。そして、引用文Ⅳには、「運河の通行税または水門税」という、これまた、民営化にはそぐわない単語が登場する。なぜ、民間企業が、税を徴収できるのだろうか。

スミスは、封建制の残滓が依然としてあった時代の人物である。新古典派を無批判に過去の名著にまで適用する経済学者は、土地制度と交通システムに関する現代と18世紀の感覚の違いを無視している。

現代に生きるわれわれの感覚では、道路は、公共全体の所有物である。これらの交通システムを利用するとき、移動することそれ自体に税が課せられるとは考えない。たとえ、租税として道路税があったとしても、対価としての性質が強い。だが、通行税は、公共交通システムの対価としての性質とは限らない。現代の空港の税関でかけられる関税や罰金を、空港サービスの対価であると考える人は稀であろう。国家は国家の運営を行うために、国家権力の行使として、自国への通行それ自体を事由として関税や通交税を有無を言わず徴収する。

スミスが議論している「公道の通行税」は、関税と同じように、人が出入りする、あるいは、物品が出入りすること自体を事由にお金が取られている。封建領主は、封建的権利として、自身の領地を移動することそれ自体に租税を課すことができる。そして、臣民は、その支払いを断ることはできないのである。

以上から、筆者は、スミスが公共事業で議論していたのは、単純な民営化とは考えない。スミスの議論は、地方領主の、あるいは、先祖代々受け継いでき

(3) 堂目(2008)の時宜的な意義は、スミスに依拠した過激で急進的な市場自由化論を、スミスに即して反論を行ったことである。

アダム・スミスの小さな政府のマイクロ経済学的論拠

た封建的権利の是非を問う問題であると考え。こう考えると、『国富論』第3編における、経済史的展開からの議論を引継いだ議論になっている。また、『国富論』第5篇第2章の応益原則的租税論への議論の準備とも考えられる。⁽⁴⁾

そして、スミスは引用文Ⅲから、封建領主の権限をすべて国家に移管せよとまでは主張していない。移管先として民間もまた選択肢となる。封建領主たちに代わるのは、政府の委員会か民間企業のどちらかであり、この選択を解くために展開された議論こそが、スミスの小さな政府論理解のカギとなる。

ただし、スミス自身に内在化する前に、新古典派のもう一つの市場の失敗の原因である、収獲逡増産業における自然独占と公営企業の議論についても、見る必要がある。

I-ii.) 巨大資本と収獲逡増

スミスの公共事業論は、巨大資本を集めた事業に限定されている。したがって、スミスが大規模資本による収獲逡増による自然独占を認識していたという可能性は無視できない。

この点を、スミスの言葉で確認しよう。

【引用文Ⅴ】

航行できる掘割や運河、大都市に水を供給するのにときどき必要になる工事は、大きな一般的効用があるが、同時に、個人財産では間に合わない大きな費用をしばしば必要とすることも、十分に明白である。(WN, V. i. e. 36. p. 757 / 第3分冊 454-5 ページ)

道路と違って、港湾設備は、投資に必要な資本が巨額である。つまり、個人では事業を賄うだけの資本が用意できない。だから、水運事業や水道事業は社

(4) 渡辺恵一が主張してきたスミスの地主ジェントリ擁護論と、地主ジェントリからの交通税の取り上げという問題は、リンクしている可能性がある。

会全体に有益であるにも拘わらず、個人では決して供給できない、巨額資本による収穫逓増という視点が、道路と水道・水運事業との区別の基準であるというものは、十分にありうる。

ここで、『国富論』の邦訳史で永らく問題となったのは、『国富論』第2編における Stock と Capital の区別である。一般に、前者を「貯え」と訳し、後者を「資本」と訳すことで区別する。⁽⁵⁾ 『国富論』第2編において、スミスは、この2つの単語をかなり自覚的に注意して使い分けしている。スミスの資本には、新古典派とは違う独自の世界観があることに注意しなければならない。この問題は、スミス価値論研究、スミスの資本主義研究、再生産論的成長論研究などとして、研究蓄積のある分野である。

筆者が注意を促すのは、『国富論』で蓄積の影響が分析されているのは、労働者を雇用するために使用される貯えだということである。⁽⁶⁾ 言い換えれば、分業によって一国全体の生産性の向上を引き起こすのは、労働者を雇用するために準備された貸金基金である。だからこそ、年々に生産される財の量が富であると考えられるスミス経済学は、収穫逓増を維持する年々の貯えの支出先を重視する。

(5) Capital と Stock の使い分けについては、藤塚（1990 第3章）を参照されたい。「アダム・スミス『国富論』においては、とくにその第2編において、stock と capital とは厳密に区別され、ストック一般が、直接消費にあてられるべきストックと資本（キャピタル）として用いられるものに分けられ、この資本（キャピタル）の仕様（employment）を中心として資本蓄積（accumulation of capital）が論じられていることは、周知のところであり、またこの資本蓄積論が、『国富論』の理論体系の核心部分をなし、したがってスミスの体系におけるキャピタル（資本）の概念が極めて重要な意義を持つこともまた、改めて述べるまでもないだろう。」（前掲書、77ページ）

(6) 不変資本と可変資本の比率や、労働と資本の投入比率といった問題意識は、スミスの議論の中心ではない。よく知られるように、スミスの認識では、貯えの消費が生産的労働にむけられるか、不採算的労働に向けられるかが問題となる。この消費の割合により、再生産の結果が拡大するか縮小するかが決定する。オーソドックスなスミスの再生産のメカニズムの簡潔な解説については、たとえば、堂目（2008 186-197ページ）参照。

もっとも、スミスは機械による労働生産性の向上には肯定的であった。それだけではなく、積極的に、機械による労働の代替可能性と、資本蓄積による労働生産性の向上の可能性も認めていた。

【引用文VI】

同数の労働者の生産力は、労働を容易にし短縮する機械や用具をいくらか追加し改良するか、仕事をいっそう適切に分割し配分するかのいずれかの結果としてしか、増加しえない。どちらのばあいにも、ほとんどつねに追加的資本が必要とされる。どんな事業の企業家も、追加的資本によってのみ、自分の職人たちにいっそうすぐれた機械をあてがったり、あるいは、彼らのあいだにいっそう適切な仕事の配分をすることができるのである。

(WN, II. iii. 32 p. 343 / 第2分冊 131ページ)

このように、スミスは、機械の採用による労働生産性の向上を明白なものとして認識している。ところが、『国富論』の主役は、機械ではない。新古典派の世界では、巨額の資本投資による1単位当たりの低い固定費用、あるいは高い資本装備率が収穫逓増や生産性向上の条件となる。だが、スミスは、分業論では無視されがちな資本装備率、すなわち、機械と労働の投入比率と生産性の関係を『国富論』の中心には置いていない。

これも繰り返し問われ続けてきた問題である。この観点から、一般に、スミスが産業革命の本格的展開を見ることができなかったことに、興味を持たれてきた⁽⁷⁾。そして、産業革命を見なかったことがスミスの経済認識にどのような影響を与えたのかという古典的な議論が生じる。典型的なスミス像が持つ市場楽観論の背景には、産業革命以前の牧歌的風景があると考えることもできるからである。⁽⁸⁾

(7) cf. Kindleberger (1976), pp. 4-6.

(8) 産業革命そのものの妥当性が問われる現代の知見からは、これらの研究のそも

ともあれ、スミスは、傍論とはいえ、資本の重要性を認めており、資本による生産性の向上の論理を認めていた。収穫逓増産業は、やがて自然独占へと到達する。新古典派経済学の世界では、価格支配力を持つ大企業は、独占力の行使によって利益を上げることが可能である。道路の運営管理を民間業者に任じた場合、価格差別政策によって、業者が消費者余剰を自分の利益へと吸い上げる。スミスは、これを危惧している。スミスが独占企業の利益が消費者の犠牲に成り立っていたと考えることは、新古典派と非常に親和的な考えを生み出す。スミスが大規模資本による収穫逓増による自然独占後の非効率の発生を危惧していたという可能性は、ますます、真実味を増す。

だが、スミスが道路の話で問題としているのは、独占企業の価格支配力とするとおかしなことになってしまう。公営化すべき道路も、民営化すべき水運業も、ともに地域独占である。両者ともに、価格支配力を保有している。価格支配力とは別の基準でスミスが両者を区別していたと考える方が自然であろう。スミスの公共事業論は民営化論と一体となっているが、それは価格支配力を持つ大企業の独占的行動による市場の歪みとは別の何かである。

加えて、スミスが民営化すべしといったのは、むしろ範囲が限られている。スミスによれば、民間の合資会社に任してもいい公共事業は、下の4つだけである。

【引用文Ⅶ】

合資会社が排他的特権なしでもうまく営むことのできる事業は、すべての仕事をいわゆるルーティンに、すなわちほとんどあるいはまったく変化の余地のない仕事に、帰してしまうことができる事業だけである。この種のものとしては、第1に銀行業、第2には火災、海難、戦時のだ捕に対する保険業、第3には航行できる掘割または運河の建設と維持の事業、第4に

その見直しが必要である。

アダム・スミスの小さな政府のミクロ経済学的論拠

はこれに似た、大都市への給水事業である。(WN, V. i, e, 32, p. 326/第3分冊 451-2 ページ)

この引用文のみを読むと、合資会社の許認可の話であり、筆者が間違っ
て引用したと考えられるかもしれない。だが、引用文Vで確認したように、水運業
は公共事業論なのである。

スミスの議論展開を追っていくと、公共事業の議論が民営化論の話へと変化
し、さらに、民営化論が合資会社の許認可論になる。これは、非常に不可解な
話である。しかも、スミスは、これら4つの事業以外は、許可すべきでないと
考えている。

【引用文Ⅷ】

前述の四つの事業を除くと、合資会社の設立を妥当なものとするのに必
要な三つの事情がすべてそろっている事業を、私はほかに思い出すことが
できなかった。ロンドンのイングランド鋼会社、鉛精錬会社、ガラス研磨
会社は、追求する目的が大きな、あるいは独自の効用をもっているという
ことを、口実にさえできないし、その目的を追求するのに、多くの個人の
財産ではまにあわないほどの経費を必要とするとも思われない。(WN, V.
i. e. 40, p. 758/第3分冊 455ページ)

この叙述は、わざわざ1784年の『国富論』第2版の改訂でスミスが補足とし
て書き足したものである。この箇所は、スミスが「グレート・ブリテンの全商
事会社の短い完全な歴史だと、ひそかに誇りに思っている」(WN, p. 731n/
第3分冊 410-411ページ脚注)と自賛する追加である。若いスミスの筆が滑っ
たという性質のものではない。巨大な設備投資による収穫逦増という考え方か
らは、スミスの巨大企業論は、理解不能である。

以上、スミスの公共事業論の真意を測るのに、公共財や収穫逦増といった、

「市場の失敗」の基準を適用することには限界があることが確認できた。次に行うべきは、スミス自身に内在化する読解である。スミスの経済学への理解の浅さからくる混乱なのか、それとも、スミス自身の新古典派とは異質な独自の経済学があるのか、を検討しなければならない。

第Ⅱ節：スミスの企業経済学と小さな政府論

Ⅱ-i) 合資会社と組織の問題

スミスの公共事業論を追っていくと、合資会社の許認可論に行きついた。筆者は、収穫逓増よりもむしろ、合資という企業の財務的観点に結びつく読解を提唱する。改めて、収穫逓増と切り離して、引用文Vの「個人財産では間に合わない大きな費用をしばしば必要とする」という問題を考えてみよう。

新古典派経済学では、金融市場から調達することを当然の前提としている。だが、スミスは、金融市場を信頼したのだろうか。たしかに、スミスは産業革命を見ることができなかった。しかし、過剰な貸し出しが原因で発生する商業信用の破綻や、人びとの期待による株価の異常な釣り上がりとその後の経営破たんというバブルは、スミスの眼前で繰り広げられた経済現象であった。

スミスは、社会全体のマクロの貯蓄が公共事業を始めるにあたって十分蓄積されていたとしても、ミクロの経済主体レベルで十分に保有しているとは考えていない。だからこそ、社会全体に有益であるが巨額の資本を必要とする公共事業を行うには、広く国民全体から資本調達を行わなければならない。

事業を起こすために、巨額の資本を株式市場で調達した結果、会社の運営がどうなるか、というこの問題にスミスは頭を悩ました。⁽⁹⁾ 調達した資本を運営する取締役会と、資本の持ち主たちである株主総会の関係を分析したスミスの文

(9) 『国富論』の世界において、組織こそが、市場の失敗の原因である。竹本の「組織は小さくしなければならない、というのがスミスの控えめなしかし強い主張である」(2005 291ページ)という分析に、筆者は、完全に同意する。ただし、問題の接近法は、筆者と竹本では異なる。

章を引用しよう。

【引用文Ⅸ】

合資会社の事業は、つねに取締役会によって運営される。たしかに取締役会は、多くの点で、株主総会の統制を受けることがしばしばある。しかし株主の大部分は、会社の業務の何事についても、理解できると主張することは、めったにないし、彼らのあいだで党派心が広まりでもしない限り、会社の業務にみずから心を煩わしたりすることはなく、取締役が適当と考
える半年ごともしくは毎年の配当を受け取ることに甘んじている。 (WN, V. i. e. 18. p. 741 / 第3分冊 428ページ.)

株主は年々の配当のみに興味があり、事業の運営にはほとんど興味がない。そのため、事業の運営に携わる取締役会は、株主たちの統制をほとんど受けない。現代の経済学が、所有と経営の分離や、代理人問題という言葉で表現する問題である。

スミスが組織の問題に考えを巡らせたのは、偶然ではない。スミスは、数学を使用していなかったがために、企業を生産関数へと矮小化しなかった。言い換えれば、スミスは数学を用いないで『国富論』を執筆したために、巨大企業を、時間と空間を伴った組織の問題として取り扱わざるをえなかった。金融市場を通して多額の資金を集めた巨大企業には、当然多数の労働者が雇用される。そのため、必然的に、労働者を指揮・監督するための組織が必要となる。

そして、スミスの巨大企業に対する評価は、きわめて低いものであった。なぜならば、彼らは自分自身の資本ではなく、他人の資本の使用者であるからである。スミスの考えでは、自分自身の金でなく他人の金を運用するのは政府も企業も同じなのである。

【引用文 X】

しかしそのような会社の取締役は、自分自身の貨幣よりも他人の貨幣の管理者なのだから、合名会社の社員がしばしば自分たち自身の貨幣を見守るのと同じ不安な警戒心で他人の貨幣を見守るとは、とても期待できない。金持ちの執事のように、小金に注意を払うことは主人の名誉にならないと考え、極めて簡単にそうした注意から自分を解放してしまいがちである。

(WN, V. i. e. 18. p. 741 / 第3分冊 429ページ.)

自分の金ではなく他人の金である以上、利己心はまともには働かない。新古典派の考え方では、巨額の資本が存在する巨大企業は、収穫逓増が作用するので効率的な生産を行っているはずである。また、独占力を行使して、通常よりも高額の利潤が得られるはずである。ところが、スミスの認識では、まともな利益を確保する巨大企業は稀である。

【引用文 XI】

会社が自分たちの使用人の怠慢と浪費と汚職を支えることができるようにするためでしかなく、彼らの無秩序な行動のために、会社の配当は、完全に自由な貿易での通常の利潤率を超えることはめったになく、その率をはるかに下回ることさえきわめてしばしばである。 (WN, V. i. e. 30. p. 750 / 第3分冊 450ページ.)

引用文 X から、スミスが巨大企業を非効率な存在と考えていることがわかる。巨大企業の従業員は、政府と同じく、自分のお金ではないので、小金には注意を払わない。むしろ、積極的に、浪費的であろうとする。細かい金額に気にしないことこそが、彼の身分に求められていることだと考えるからである。

II-i) 政府と企業のそれぞれの浪費

政府の浪費について、『国富論』第2編の再生産論、あるいは、マクロ経済学的接近で何度も繰り返し、検討された一文がある。

【引用文 XII】

我々は、その国の資本がそれら二つの時期のあいだに増加したにちがいないこと、またある人びとのまともな行動によってその国の資本に加えられたもののほうが、他の人びとの私的な不始末か政府の公共的な放漫によって失われたものよりも大きかったにちがいないことを確信していいだろう。しかし我々は、このことが、ほとんどすべての国民のばあいに、かなり平穩無事な時代にはいつでも、もっとも慎重で節儉な政府をもたなくてさえ、事実だったことを知るだろう。 (WN, II. iii. 32 p. 343/第2分冊 131-2 ページ)

大戦争等が何十年も続かない限り、政府の浪費は、資本の蓄積を遅らせるだけである。個人の節儉という未来の生活のための適切な貯蓄は、それほどまでに、強力なものである。これは繰り返し参照され続けてきた部分である。『国富論』第2編の主張では、個人の浪費も、政府の浪費も、自然の自由に任しておけば修正される。

だが、あまり注目されていないが、この議論は『国富論』第5篇で修正される。スミスは、第5篇で巨大企業の浪費という新しい問題を議論に挙げている。そして、それに対応するように、再生産に関する新たな命題が登場する。政府や個人の浪費は社会の貯えを減らさない。それに対して、大企業の浪費は、社会の貯えを減らしてしまう。

【引用文 XIII】

ある特定の製造業を振興しようとする公共心豊かな目的のために設立さ

れる合資会社が、自身の業務の運営を誤って社会の貯え全体を減少させるばかりでなく、その他の点でも、利益よりも害を与えないで済むことは、めったにない。製造業の特定部門の取締役たちは、その意図はこの上なく清純であるにしても、企業家たちに惑わされ、欺かれて、どうしてもその特定部門を偏愛することになり、そのことが他の製造部門を実質的に阻害し、さもなければ思慮ある産業活動と利潤とのあいだに成立するはずの自然な割合を、したがってまた国の産業活動全体にたいするあらゆる奨励のなかで最大でもっとも効果的な自然な割合を、多かれ少なかれ必然的に破壊することになる。【WN, V. i. e. 40. p. 758／第3分冊 455ページ】

巨大企業が無駄に浪費する部分は、資本市場から集めた、国民の健全な節儉部分である。そして、資本市場から貯蓄を集めた巨大企業の必然的腐敗は、その部分を棄損する。それに対して、政府の浪費は、略奪的徴発行為を繰り返さない限り、民間の貯蓄に影響を及ぼさない。政府と巨大企業の浪費を見比べると、政府の方が、はるかにましなのである。加えて、金融市場は、他の産業が必要な社会の貯えを吸い上げるので、好ましくないとスミスは考えた。

さらに、公共事業論で問題とされている浪費は、個人の収支計算とは違うことに注意しなければならない。企業が行う浪費とは、費用最小化の逸脱だけではない。

スミスが問題としていた、より深刻な浪費は、正常利潤の概念から理解できる。正常利潤とは、その事業を維持するために必要な最小限の利潤であり、再投資のための減価償却費の内部留保である。当然、事業の永続性を心得る普通の経営者ならば、内部留保を適切に再投資する。「見えざる手」の世界において、正常利潤を適切に使わないで衰退していく事業者があれば、それは自己責任である。そして、経済主体の合理性を前提とする新古典派の議論では、正常利潤を無駄に使う事業者の存在は、前提からして排除される。だが、『国富論』で問われているのは、その排除されるはずの、非合理的な浪費を行う事業者で

ある。

引用文ⅢとⅣにもう一度注目してみよう。もしも、運河の事業を政府に任した場合、正常利潤は適切な用途に使われない。何か、無駄な装飾に正常利潤は浪費されてしまう。また、道路事業を民間に任した場合、正常利潤は再投資されない。正常利潤は、(スミス自身は明示的に語っていないのであるが)道路事業者の私的な享楽に使われてしまう。もちろん、正常利潤が適切に使用されないと、事業の持続性などあり得ない。

これこそが、スミスが自然的自由が達成された後でも、いくつかの公共事業を政府が行わなければならないと考えた理由である。

公共事業には、大きな一般効用が存在する。だが、個人では不可能な多額の資金を必要とするので、政府が租税をもって行うか、民間企業が金融市場から資金調達を行わなければならない。政府も企業もどちらも不効率な存在である。そして、蓄積への悪作用という点で、大企業は、政府よりもはるかに害をもたらす。だが、公共事業は「大きな一般的効用」をもたらすので、それがないよりもあった方が間違いなく良いのは、疑いない。公共事業の効用は、巨大企業の不効率という費用を超える。だからこそ、スミスは、公共事業論で事業の持続性に気を配った。ルーティン化できない4つの事業以外では、資本市場を利用する巨大企業の設立は規制されるべきであり、巨額の資本が必要ないいくつかの公共事業は大企業に代わって政府が行うべきと、スミスは結論した。

第Ⅲ節：新古典派的読みへの疑義

Ⅲ-i) スミスの公共事業の定義

我々は、スミス独自の経済学に基づいた公共事業論を発見した。スミスの小さな政府論は、市場の失敗に基づいていない。この認識は、次の非常に有名な一文の再解釈へとつながる。

【引用文 XIV】

たしかに彼は、一般に公共の利益を推進しようと意図してもいないし、
どれほど推進しているかを知っているわけでもない。 国外の勤労よりは国内の勤労を支えることを選ぶことによって、彼はただ彼自身の安全だけを意図しているのであり、またその勤労を、その生産物が最大の価値をもつようなしかたで方向づけることによって、彼はただ彼自身の儲けだけを意図しているのである。 そして彼はこのばあいにも、他の多くの場合と同様に、見えざる手に導かれて、彼の意図のなかにまったくなかった目的を推進するようになるのである。 またそれが彼の意図のなかにまったくなかったということ、かならずしもつねに社会にとってそれだけ悪いわけではない。自分自身の利益を追求することによって、彼はしばしば、実際に社会の利益を推進しようとするばあいよりも効果的に、それを推進する。 公共の利益（public good）のために仕事をするなどと気どっている人びとによって、あまり大きな利益が実現された例を私はまったく知らない。 たしかにそういう気どりは、商人たちのあいだであまりよくあることではなく、彼らを説得してそれをやめさせるには、ごくわずかな言葉しか使う必要はないのである。（WN, IV. ii. 9. p. 456／第2分冊 303-4 ページ）

各人が利己心を追求した結果、社会がよりよくなる。この叙述を市場メカニズムとしてとらえ、見えざる手と完全競争を結び付けたサミュエルソンの伝説が作り上げられた。⁽¹⁰⁾ 続くパラグラフで、政治家や立法者が私人に財産の運営の指図を行うことの愚かしさが書かれている。

【引用文 XV】

自分の資本が使用できるのはどんな種類の国内産業であるのか、またど

(10) 拙稿（2011）、第3節を参照されたい。

んな種類の国内産業の生産物が最大の価値をもちそうであるのかということ、どの個人も自分の身近な状況のなかで、どの政治家や立法者が自分のかわりに判断してくれるよりも、はるかによく判断できることは明らかである。政治家が私人たちにたいして、自分たちの資本をどのように使用すべきかを指示しようと企てるとしたら、彼はきわめて不必要な配慮を自分に課するだけでなく、一個人はもとより、どんな枢密院または元老院にも安全には信託しえない権威を、僭称することになるだろう。そしてこの権威が、自分こそそれを行使するのに適していると想像するほど愚かで思いあがった人物の手中にあるばあいほど、危険なことはないだろう。
(WN, IV. ii. 10. p. 456 / 第2分冊 304ページ)

この一文から、公共心豊かな意図を持つ人という批判は、なによりも政府に対するものだけと考えられてきた。しかし、引用文ⅩⅢを再度確認してほしい。スミスの認識では、巨大企業も「公共心豊かな目的」で設立される。そして、政府と巨大企業はともに、非効率な存在である。さらに、引用文Ⅶより、銀行もスミスの公共事業論の範疇に含まれている。

スミスの公共事業論は、『国富論』第5編のみで完結する議論ではない。第Ⅱ節で展開したように、浪費と公共心がキー概念となる。

浪費と公共心というキーワードに注目すれば、『国富論』第2編と『国富論』第5編を結び付ける鎖が発見できる。スミスのパトロンであるバックル侯が巻き込まれたエア銀行という投資銀行の破綻について、『国富論』第2編第2章で、かなりの紙幅が割かれている。⁽¹¹⁾

【引用文 XVI】

こういう喧騒と苦境のさなかに、国の苦境の救済を明確な目的として新

(11) エア銀行の破たんとその影響については、関(1998)、第3章を参照されたい。

しい銀行がスコットランドに設立された。構想はりっぱであったが、執行は無思慮で、この銀行が救済しようとした苦境の性質と原因は、おそらくよく理解されていなかった。この銀行はキャッシュ・アカウントを与える点でも、為替手形を割引く点でも、これまでのどの銀行よりも寛大であった。後者については、本当の手形と融通手形をほとんど区別せず、すべてを一様に割引いていたようである。土地の改良のように、収益のあがるのがもっとも緩慢で時間のかかる改良に使用されるべき全資本を、しかるべき担保さえあれば前貸しするというのが、この銀行の公然たる原則であった。そのような改良を推進することこそ、銀行設立の公共精神にあふれた目的の、主たるものであるとさえいわれた。（*WN*, II. ii. 73 p. 313／第2分冊 79ページ）

ここでも、やはり、公共精神という言葉が出てきた。引用文 XVI にあるように「構想はりっぱであったが、執行は無思慮で、この銀行が救済しようとした苦境の性質と原因は、おそらくよく理解されていなかった」と述べている。立派な動機と、その結果が伴わないのは、銀行についても妥当する。スミスが「公共心豊かな」とのべた対象は、政治家や立法者だけでないと断言できる。国を良くしようと、巨大なプロジェクトを実行する人すべてに、公共心豊かなという言葉が修辭されるのである。

そして、巨大なプロジェクトを実行するためには、個人では用意できない資金が必要になる。広く国民から資金を集めるためには、租税か、金融市場が必要になる。

ここで、再び、我々が新古典派経済学の間を通して『国富論』を読むことで陥っていた罣が明らかになる。新古典派を学んだ者は、公共事業（public works）という言葉、そして、公共の利益（public good）という言葉、ミクロ・マクロを問わず、現代の経済学的意味でとらえてしまう。

スミスが公共事業と述べた言葉は、われわれの感覚とは違う。スミスのいう

アダム・スミスの小さな政府のミクロ経済学的論拠

公共事業とは、①公共一般の利益を高めようとする公共心豊かな目的で、②その事業の原資を広く国民全体から集めた事業。これが、スミスの言う公共事業なのである。我々は、引用文 I に、新古典派的な要素を読み込み過ぎていたのである。

III-ii) フェアプレイ論の落とし穴

さらに、疑問が生じる。スミスの道徳哲学体系、すなわち、倫理、法、経済を貫くのは正義という横糸であるという通説に対する議論である。そして、正義論に注目するスミス論は現代に引き継がれ、フェアプレイ論中心の21世紀的スミス観が生み出されてきた。

しかし、大企業の取締役はともかく、君主や貴族が自分の財産を無駄に浪費するという場合、彼は、正義の規則に反しているのだろうか。ただ、怠惰で享乐的なだけである。なすべき義務をなさない怠惰や享樂は、正義の腐敗だろうか。スミスの用語法に従えば、筆者には、これは慎慮の原則の腐敗であり、言い換えれば利己心の腐敗であると思えて仕方がない。

スミスは、第三者の目からは身分不相応な浪費に関する議論を、もう一つの著作である『道徳感情論』において、虚栄心という心理現象から見ている。

【引用文 XVII】

虚栄的な人間は、身分と財産に対して払われる尊敬をみて、この尊敬を、諸才能諸徳にたいする尊敬とともに、横奪したいと願う。したがって、彼の衣服、彼の身のまわりの品、彼の生活様式は、すべて、じっさいに彼のものであるよりも高い身分と大きな財産との双方を告知するのであり、そして、かれの生涯のはじめの何年かにわたって、このおろかな欺瞞を維持するために、かれはしばしば、そのおわりよりずっとまえに、自分を貧困と困苦におとし入れるのである。(TMS, VI. iii. 36 p. 256/下巻 196-7 ページ)

このように、虚栄とは、自己を実態以上に大きく見せることによって得られる精神的効用である。虚栄を得るためには、身分不相応な消費を行う必要がある。虚栄心にとらわれた人物は、必要な節制や貯蓄を行わず、その分を現在の浪費にまわすことになる。スミスは、若いころの浪費は、年を取ってからの強制的な貧しい生活によって、しっぺ返しが来ると考えている。その意味で、基本的には、虚栄による浪費は自己責任である。

この議論は『国富論』第2編へと引き継がれ、個人の浪費は全体としてみれば、国富を損なわないと述べられている。そう解釈すると、慎慮と虚栄に対する議論も、『国富論』と『道徳感情論』を繋ぐ糸である。様々な論者によって指摘されてきた、正義を侵犯しないフェアプレイの精神に基づいた競争の賞賛と慎慮と虚栄の議論は質的に別物であると筆者は主張する。⁽¹²⁾

たとえば、運河の場合、適切な補修がなされなければ、その運河は使用不可能になる。それに対して道路の場合、でこぼこ道で不便ではあるが、補修を実施しなくても馬車を通行させることができる。道路を補修しなくても通行料を徴取できるので、民間業者が消費者を裏切るインセンティブが発生する。いわば、アカロフのレモン市場のスミス版である。だからこそ、質の悪い道路を無くすために、国の委員会が道路を運営すべきだとスミスは結論した。これはフェアプレイ論の範疇にあるといてよい。なぜならば、独占企業の利益追求のために、消費者が犠牲とされているからだ。

だが、公共事業体の正常利潤の使い道こそが、スミスの公共事業論の中心であるというのが筆者の主張である。そして、正常利潤は事業者の正当な取り分

(12) フェアプレイに基づいた競争の賞賛として、堂目の次の言葉を挙げておく。「スミスが容認したのは、正義感によって制御された野心であると結論付けられる。それは、フェアプレイのルールを守ること、胸中の公平な観察者が認めない競争を避けること、『徳への道』と『財産への道』を同時に歩むことであるともいえる。これらは、すべて同じことを意味する。スミスにとって、正義感によって制御された野心、および、そのもとで行われる競争だけが社会の秩序と繁栄をもたらすのである。」(堂目 2008 101ページ)。

アダム・スミスの小さな政府のマイクロ経済学的論拠

である。そうである以上、何に使用しても事業者の自由である。事業者の正常利潤の浪費は、誰の所有権も侵害していない。つまり、消費者の所有権は侵害されていないのであるから、それをフェアプレイの侵犯とは言えないだろう。強いて言えば、合資会社ならば株主の利益は侵犯されているが、株主自身は、配当がきちんとなされるならば、株主総会で問題を提起しない。会社の資産が将来的に被害をこうむるとしても、株主自身が自身の資産管理を怠っただけであり、やはり、正義の侵犯とは趣が違ふ。他者の所有が侵害されていない以上、公共事業におけるずさんな経営管理は、正義の侵犯には当たらない。

つまり、スミスは正義論、フェアプレイ論の原則から公共事業論を展開していないと断言できる。

III-iii) 正義論偏重への疑問

スミスは、『道徳感情論』の中で、人びとの行為規範となる徳には正義、慈恵、慎慮の3種の徳があると主張している。そして、正義の徳が特殊な位置を占めている。正義の徳のみが正確なルールを形成でき、そして、他者に対して強制することができると考えているからである。以下に、引用しよう。

【引用文 XVIII】

この論述の第3部で、次のことが述べられた。すなわち、良俗の諸規則の中で、正義の諸規則だけが正確精密であるということ、他のすべての徳の諸規則は、ゆるやかで、あいまいで、間接的であるということ、前者は文法の諸規則にたとえられてよく、他方は、構文について崇高で優雅であるものを達成するために、文芸批評家たちが設定する諸規則、そして、我々に、我々が目指すべき完全性を獲得するための、何か確実に間違いのない諸指示を提供するよりも、むしろ、その完全性についての一般的観念を提示する諸規則に、たとえられていいのだということである。 (TMS, VII. iv. 1 p. 327/下巻365ページ)

本来、慎慮の徳の一部である勤勉や節儉は、誰かに押し付けられるものではない。だが、公共事業に関する正常利潤の不適切な利用は、社会の一般的効用の観点から否定される。言い換えれば、共和国全体の利益を考えた公共心に基づく観点から、公共事業に関する利己心の適切な使用が、事業者に求められる。

発展した商業社会において、公共事業は不可欠な存在である。そして、民間に任せていい公共事業は、仕事がルーティン化できる4種類⁽¹³⁾だけであった。ルーティン化できるならば、なすべき適切な判断、行うべき注意をすべて契約書に書くことができる。契約書になすべきことがすべて書かれている以上、もしも契約書に書かれていることを代理人が行わなかったならば、議論の余地がなく契約違反である。いかにあくどく怠惰な人間であっても、すべてが契約書に書かれている完全契約の場合、機会主義は発揮できない。

しかし、業務の進め方について細かな法的拘束を加えると、現場での裁量の余地がなくなる。ルーティン化した仕事では、個々人の創意工夫が不要になるどころか抑圧される。民営化を行うことで、切磋琢磨し、新しいサービスが産まれるという現代の規制緩和論とは、まったく異なる。このような業務内容の指示は、正義の原則というよりも、スミスが忌避していた慎慮に関する命令である。

最後に、正義ではなく慎慮の徳への注目は、経済学的スミス研究が自明の前提条件としてきた、ある仮説への疑問を筆者の心に生じさせる。長らく、スミスは、物理学を前提としたハード・サイエンスとして経済学を構想したとされてきた。この前提は、スミスが正義の規則を侵犯しないフェアな競争を推奨してきたことによって、強化される。なぜならば、『国富論』がハード・サイエンスの書であるためには、同書が正義の徳に基づいているという前提が必要だ

(13) おそらく、この4種の事業以外は、個人の貯蓄によって事業を自然に発達させるべきと、スミスは考えていた。筆者は、直観的に、そう理解している。この議論は、スミス独特の金融市場の解釈や再生産論ともかかわるので、また、別の機会に行いたい。

アダム・スミスの小さな政府のミクロ経済学的論拠

からである。しかし、筆者が論証したように、スミスの小さな政府論は正義論とは異なる原理に基いているのである。

『国富論』第1編でスミスが展開した価格メカニズムは、大雑把な原則を述べただけである。それは、もともと、細かな修正を後で入れることを考えた叙述であった。だからこそ、いたるところに例外がある。こう考えると、「例外が多く、伸縮的な」スミスの政府論という先行研究の結論は、すっきりと腑に落ちるように筆者は感じる。

そもそも、本当に、スミスは、ハード・サイエンスとして『国富論』を描いたのであろうか。スミスは、『国富論』を引用文 XVIII 波線部のような「一般的観念を提示する諸規則」として、叙述した論理的可能性は、案外と高いように思える。

我々は、スミスの道徳哲学大系における他の徳の役割を、もっと、肯定的に読み直すべきなのではないだろうか。もっとも、この問題は、本論文の主題を大きく超えてしまう。したがって、別稿にて、この問題を取り扱いたいと思う。

小括

以上、スミスの公共事業の必要性について述べた。筆者が本論文で論証したのはスミスの公共事業論の理論的基準である。以下に、筆者の論証を簡潔にまとめよう。

『国富論』第5篇第1章で展開されているスミスの公共事業論をスミスの論理展開通りに追っていくと、公共事業の話が民営化論へと話題が変わる。そして、民営化論が合資会社の許認可論へとなる。

スミスの公共事業論は、民営化論と誤解されがちである。だが、これは民営化論というよりも、商業社会で、封建的権利をどうするかという問題である。封建領主に代わって公共サービスを行うのが、国なのか、国から独立した国家機関なのか、民間企業なのかという選択問題である。

ここで、スミスの公共事業に関する言葉遣いへの注意が必要となる。スミス

は、公共一般の利益を高めようとする公共心豊かな目的で、広く国民全体から原資を集める事業を、公共事業として定義した。したがって、租税を集める政府だけではなく、金融市場から資金を集める巨大企業や銀行も、スミスの公共事業論の対象である。

そして、スミスは、政府と同じように、巨大企業も不効率な存在としてみていた。そのために、どちらの方が資源の浪費が少なく再生産を妨害しないかという観点から、公共事業を任せるべき部分が決定される。銀行、保険、水運、水道、ルーティン化できるこの4つの事業以外は、政府に任せるべきであるというのがスミスの主張である。

スミスは、「市場の失敗」論に基づいて小さな政府を主張したのではない。フェアプレイ論の立場から、小さな政府を主張したのでもない。慎慮の徳の腐敗に注目するスミス独自の組織の経済学を基準に、小さな政府を主張したのである。

参考文献一覧

- Abel, Andrew B./ Bernanke Ben S. (2005), *Macroeconomics*, 5th edition, Addison-Wesley Publishing Company./伊多波良雄・大野幸一・高橋英悦・谷口洋志・徳永澄憲・成相修訳、『マクロ経済学』, 上下巻, CAP 出版, 2006年.
- Arrow, Kenneth J. (1974), *The Limits of Organization*, W. W. Norton & Company./村上泰亮訳『組織の限界』岩波書店, 1976年.
- Barrow, R. B. (2008). *Macroeconomics: A Modern Approach, South Western*./谷内満監訳『バロー：マクロ経済学』, センゲージラーニング株式会社, 2010年.
- Bator, Francis M. (1958), The Anatomy of Market Failure, *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 72, No. 3.
- Black, R. D. C. (1976). Smith's Contribution in Historical Perspective, in *Willson and Skinner* (1975)./水田洋訳「アダム・スミスの歴史的貢献」, 高島善哉・水田洋・和田重治・田中正司・星野彰男・伊坂市助著, 『アダム・スミスと現代』所収, 同分館, 1997年.
- Blaug, Mark. (2001), No History Ideas, Please, We're Economists, *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 1.
- Eltis, Walter. (1984), *The Classical Theory of Economic Growth*, Macmillan Publishers Ltd., London./関助監訳, 角村正博・佐藤良一・竹治康公訳『古典派経済学の成長

論』, 多賀出版, 1991年.

Fleischacker, S. (2004). *On Adam Smith's Wealth of Nations: A Philosophical Companion*, Princeton and Oxford: Princeton Univ. Press.

Haakonssen, K. (1981). *The Science of a legislator: the natural jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press./永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳『立法者の科学—デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学—』ミネルヴァ書房, 2001年.

——— (eds.). (2006). *The Cambridge Companion to Adam Smith*. Cambridge University Press.

Kennedy, G. (2011). *Adam Smith: A Moral Philosopher and His Political Economy*, Macmillan./小谷野俊夫訳『マクミラン経済学者列伝: アダム・スミス』, 一灯舎, 2014年.

Kindleberger, C. P. (1976). The Historical Background: Adam Smith and the Industrial Revolution, in Willson and Skinner (1976).

Mas-Colell, A./ Whinston, M. D./ Green, J. R. (1995). *Microeconomic Theory*, Oxford University

Milgrom, P./ Roberts, J. (1992). *Economics, Organization & Management*, Prentice Hall./奥野正寛・伊藤秀史・今井晴雄・西村理・八木甫訳『組織の経済学』NTT出版, 1997年.

Richardson, G. B. (1975). Adam Smith on Competition and Increasing Returns, in Wilson and Skinner (1975).

Samuelson, P. A. (1964 [1954]). The Pure Theory of Public Expenditure, *The Review of Economics and Statistics*, Vol. 36, No. 4. Copyright 1954 by the President and Fellows of Harvard College./市岡修訳「公共支出の純粹理論」, 篠原三平・佐藤隆三編集『サミュエルソン経済学体系 厚生及び公共経済学』, 第7巻, 勁草書房, 1991年.

Skinner, A. (1979), *A System of Social Science Papers Relating to Adam Smith*, Oxford University Press./田中敏弘・橋本比登志・篠原久・井上脩智訳『アダム・スミスの社会科学体系』, 未來社, 1981年.

Snowdon, Brain./ Vane, Howard./ Wynarczyk, Peter. (1994), *A Modern Guide to Macroeconomics: An Introduction to Competing Schools of Thought*, Edward Elgar.

Smith, A. (1976 [1759]), *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, (The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, vol. 1) Oxford University Press./水田洋訳, 『道徳感情論』, 上下巻, 岩波書店, 2003年.

———, (1976 [1776]), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner, (The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, vol. 2) Oxford University Press./杉山忠平監訳・水田洋訳, 『国富論』, 全4分冊, 2000年.

Stigler, G. J. (1951), The Division of Labor is Limited by The Extent of The Market,

- Journal of Political Economy*, Vol. 59(3), in *The Organization of Industry*, Homewood, Illinois: Richard D. Irwin, Inc., 1968./神谷傳造・余語将尊訳『産業組織論』東洋経済新報社, 1975年.
- , (1975), Smith's Travels on the Ship of State, in Wilson and Skinner (1975).
- , (1976), The successes and failures of Professor Smith, *Journal of Political Economy*, vol. 84.
- Viner, J. (1927), Adam Smith and Laissez Faire, *Journal of Political Economy*, Vol. 35(2), in ASCA, Vol. 1, No. 14.
- Wilson, T. and Skinner. A. S. (eds.). (1975). *Essays on Adam Smith*, Oxford University Press.
- , (1976). *The Market and The State: Essays in Honour of Adam Smith*, Clarendon Press.
- Williamson, Oliver E. (1975), *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press./浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』, 1980年.
- Witzumu, Amos. (2009). Wants versus needs: a Smithian model of general equilibrium, in Young (2009).
- Wood, J. C. (eds.) 1983-4. *Adam Smith Critical Assessments*, Vol. 1~4, Croom Helm Ltd, London & Canberra.
- (eds.). 1994. *Adam Smith Critical Assessments*, Second Series, Vol. 5~7, Croom Helm Ltd, London & Canberra.
- Young, Henry W. de./Shepherd, W. G. (eds.) (2007). *Pioneers of Industrial Organization*, Edward Elgar.
- Young, Jeffrey. (2009), *Elgar Companion to Adam Smith*, Edward Elgar.
- 伊原豊實 (1997), 「公共財の理論」, 岸本哲也・入谷純編著, 『公共経済学』所収, 第3章, 八千代出版.
- 内田義彦 (1962), 『経済学の生誕: 増補版』未来社.
- 川俣雅弘 (1996), 「経済理論史への公理的アプローチに関する史論」『社会労働研究』, 法政大学, 第43巻, 第1号.
- 小林昇 (1973), 『国富論体系の成立: アダム・スミスとジェイムズステュアート』, 未来社 (『小林昇経済学史著作集 I: 国富論研究 (1)』, 未来社, 1976年所収).
- 関助 (1998), 『スコットランド経済とアダム・スミス』, ナカニシヤ出版.
- 竹本 洋 (2005), 『『国富論』を読む: ヴィジョンと現実』, 名古屋大学出版会.
- 堂目卓生 (2008), 『アダム・スミス』, 中央公論社.
- 宮本光晴 (1991), 『企業と組織の経済学』, 新経済学ライブラリ第16巻, 新世社.
- 三宅忠和 (2009), 『産業組織論の形成』, 桜井出版.
- 三好宏治 (2011), 「スミス・ルネサンスの再解釈」, 『神戸学院経済学論集』, 第43巻, 第1・2号.
- , (2013), 「歴史的アダム・スミス研究の目的と意義について」, 『神戸学院

アダム・スミスの小さな政府のミクロ経済学的論拠

経済論集』, 第44巻, 第1・2・3・4号.

———, (2014), 「アダム・スミスの小さな政府論の根本的謎: ~そのミクロ経済学的基礎について~」, 『神戸学院経済学論集』第45巻, 第1・2号.

山崎怜 (1995), 『<<安価な政府>>の基本構成』, 信山社.

渡辺恵一 (2001), 「アダム・スミスと租税の政治学」『京都学園大学経済学部論集』, 第11巻, 第3号.